

新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】（第3版）（概要版）

第1編 新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】（第3版）

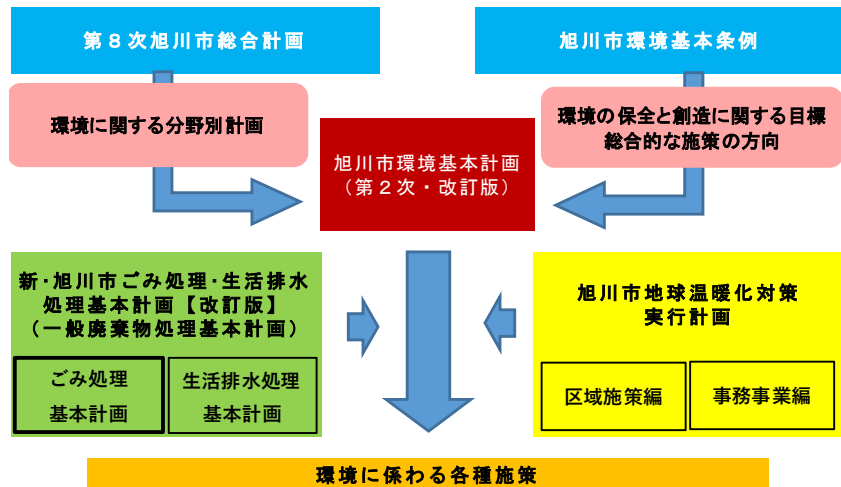
第1 計画見直しの趣旨等

1 計画見直しの背景・必要性

令和5年度を中間目標年次として設定していることから、社会情勢の変化やごみ処理に関わる法制度の整備状況、これまで進めてきた施策の効果・有効性などを踏まえ、計画の見直しを行います。

2 計画の位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき策定するものです。また、第8次旭川市総合計画や、旭川市環境基本計画（第2次・改訂版）との整合性を図っており、本市の将来にわたる廃棄物の処理に関わる基本的・総合的な指針となるものです。



3 計画の期間

第8次旭川市総合計画の計画期間と同様に、平成28年度から令和9年度までの12年間とします。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画 期間 ・ 目標	計画 開始			中間 目標				中間 目標				計画 目標
				見直し 基準年				見直し 基準年				

第2 本市のごみ処理の現状・課題

1 数値目標の達成状況

ごみの総排出量、1人1日当たりの排出量、リサイクル率、焼却処理量、埋立処分量について、計画の基準年度（平成26年度）と、令和元年度以降の排出状況を整理しました。

現状

- ごみの総排出量は減少傾向にありますが、1人1日当たりの排出量は横ばいで推移しています。
- リサイクル率は令和元年度以降横ばいで推移しています。
- 焼却処理量は減少傾向にあります。
- 埋立処分量は令和2年度以降減少しています。

2 行動目標及び実績

ごみ処理経費、温室効果ガスの排出量について、計画の基準年度（平成26年度）と、令和元年度以降の排出状況を整理しました。

現状

- ごみ処理経費は増加傾向にあります。
- 温室効果ガスの排出量は年々減少しています。

3 ごみの組成

令和3年度に実施した組成調査の結果について整理しました。

【前回調査結果との主な相違】

- 家庭系
 - ア 可燃ごみ：生ごみの割合が減少したが、不適物の割合が増加。
 - イ 不燃ごみ：不適物の割合が増加。
- 事業系
 - ア 可燃ごみ：雑がみ類の割合が減少。
 - イ 不燃ごみ：可燃物、プラスチック製容器包装の割合が減少。

第3 ごみ処理システムの検討

1 これまでの経過

平成28年3月に策定した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】」において、現ごみ処理施設の更新時期を踏まえ、今後のごみ処理システムの再構築に向けて検討を行うこととしました。

- 平成29年6月に「旭川市最終処分場整備基本構想」、平成31年4月に「旭川市清掃工場整備基本構想」を策定し、新たなごみ処理システムの基本方針の方向性を整理しました。
- 令和2年に改訂した「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】（第2版）」において、「廃プラスチック類」の焼却や燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎・選別などを旨とすることとしました。

↓
〈課題〉
建設費などの市場価格の高騰や電力系統の空き容量不足

令和3年7月に「旭川市ごみ処理施設整備基本方針」を策定し、実現可能なごみ処理施設整備に向けた基本的な方向性を整理しました。

- 〈整理内容〉
- 焼却施設については、新設を基本とし、破碎選別施設を導入することとしていましたが、事業のリスクや財政的な負担を回避するため、破碎・選別施設の導入を見送り、旭川市近文清掃工場の再延命化を基本とします。
 - 最終処分場については、覆蓋型を基本としていましたが、現行の埋立対象物に合わせた施設整備とし、構造形式はオープン型を基本とします。

2 新たな課題等への対応

- 汚れたプラスチック製容器包装の焼却処理への移行
最終処分量の抑制及び最終処分場周辺環境への負荷の低減に向けた取組を検討します。
- プラスチック使用製品廃棄物のリサイクル
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で示すリサイクル方法への転換に向けて、収集体制や資源化の方法について検討します。
- 経済的かつ効果的なごみ処理システムの調査検討
ごみ処理に係る国際的な動向や社会情勢を注視しながら、より経済的かつ効果的なごみ処理システムとなるよう、引き続き調査検討します。

第4 基本計画

1 基本理念

「恵まれた環境との共生・美しい循環のまち あさひかわ」を目指して

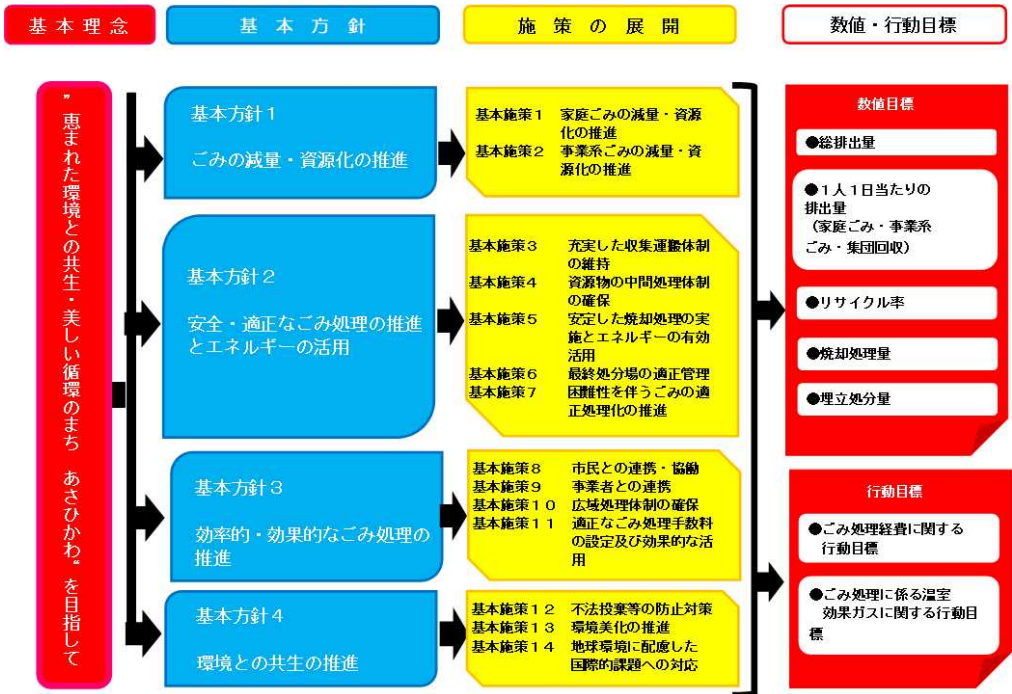
【目指すイメージ】

これまで受け継いできた本市固有の恵まれた環境と共生した「美しい循環のまち」の実現を目指して、市民・事業者・行政が共に力を合わせて、廃棄物の排出抑制・資源化・適正処理を推進します。

2 施策の体系

新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】（第3版）の施策の体系は以下のとおりとし、基本理念の実現に向けて、4つの基本方針を設定し、各施策を展開していきます。

また、計画の達成状況を把握するため、「数値目標」・「行動目標」を設定し、計画の進捗状況の管理を行います。

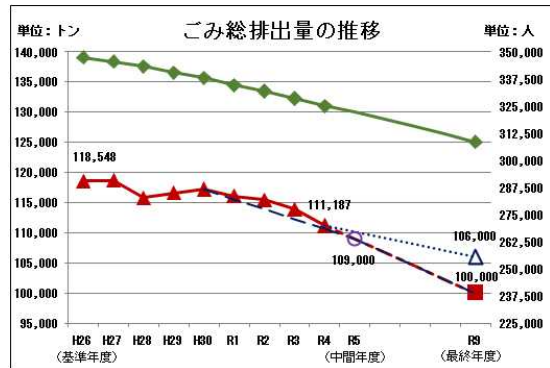


3 数値目標

各ごみ処理施設整備の方向性に変更が生じたことや、施策の進捗状況などを踏まえ、令和9年度の最終目標について、次のとおり設定しました。

【ごみ総排出量】

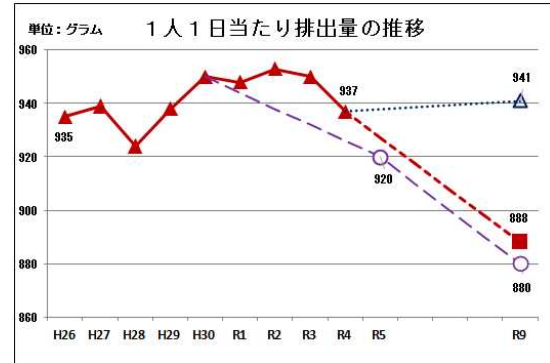
当初計画の最終目標である100,000トン
を維持します。



H26 (基準)	R4 (実績)	R9 (予測)	R9 (目標)
118,548	111,187	106,000	100,000

【1人1日当たり排出量】

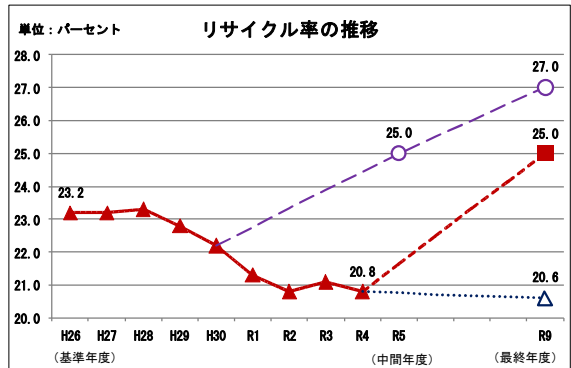
総排出量100,000トンを最終目標とし、
令和2年3月に改訂した人口推計ビジョン
を用いて算出すると888グラムになります。



H26 (基準)	R4 (実績)	R9 (予測)	R9 (目標)
935	937	941	888

【リサイクル率】

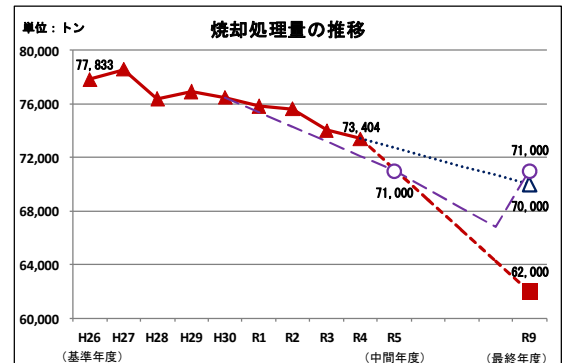
破砕・選別施設の導入を見送ったことや、全
国的に新聞発行部数が減少していることなどの
影響を踏まえ、最終目標を25%に見直します。



H26 (基準)	R4 (実績)	R9 (予測)	R9 (目標)
23.2	20.8	20.6	25.0

【焼却処理量】

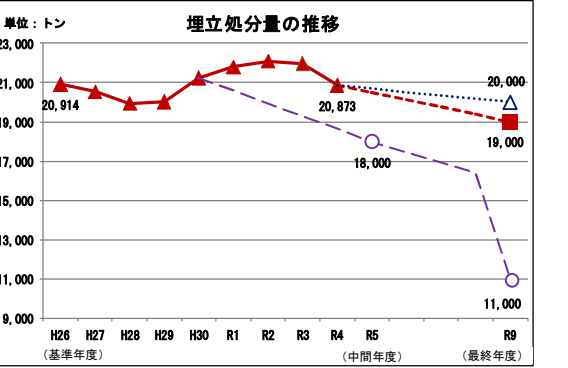
破砕・選別施設の導入や、プラスチック製品
の焼却処理への移行を見送ったことなどを踏ま
え、最終目標を62,000トンへ修正します。



H26 (基準)	R4 (実績)	R9 (予測)	R9 (目標)
77,833	73,404	70,000	62,000

【埋立処分量】

破砕・選別施設の導入や、プラスチック製品
の焼却処理への移行を見送ったことなどを踏
まえ、最終目標を19,000トンへ修正します。



H26 (基準)	R4 (実績)	R9 (予測)	R9 (目標)
20,914	20,873	20,000	19,000

数値目標グラフ凡例

●○●●

第2版目標

▲

実績

■

見直し後の目標

▲

将来予測値

◆

人口推計

第5 計画の推進

1 連携・協働

市民・事業者・行政・市民団体等との連携・協働の
もと、計画の基本理念に掲げる“恵まれた環境との共生・美
しい循環のまち あさひかわ”の実現を目指します。

2 進行管理

P D C Aサイクルにより、計画の進行管理を進めると
ともに、本市の附属機関である旭川市廃棄物減量等推進
審議会における審議など、市民等の意見も取り入れなが
ら、進行管理の充実を図ります。

第1 計画の基本方針

1 計画策定の趣旨と位置付け

日常生活で家庭のトイレ、台所などから出る生活排水について、現在、公共下水道等の整備の対象となっていない郊外の地域を対象として、長期的、総合的視点に立った生活排水の処理を進めるための指針となるものです。

平成28年3月に策定した本計画について、直近の実績等に基づき見直した処理形態別人口の推計や旭川市公共下水道事業計画などとの整合性を図る必要性から、将来の計画処理区域内人口やし尿排出量などの見直しを行います。

2 計画の期間

平成28年度から令和9年度までの12年間とします。

3 基本方針

公共下水道事業計画区域では公共下水道事業、農業集落排水処理区域では農業集落排水事業、その他の区域では浄化槽設置整備事業による生活排水処理を推進しながら、良好な水環境の保全、河川の水質汚濁防止に努めます。

また、広域的な視点に立った河川水質の保全を進める観点から、計画の区域以外の鷹栖町、東川町、東神楽町、上川町、美瑛町（美瑛町は令和4年度から受入開始）の汲み取りし尿と浄化槽汚泥等を受け入れ処理します。

第2 生活排水の処理状況

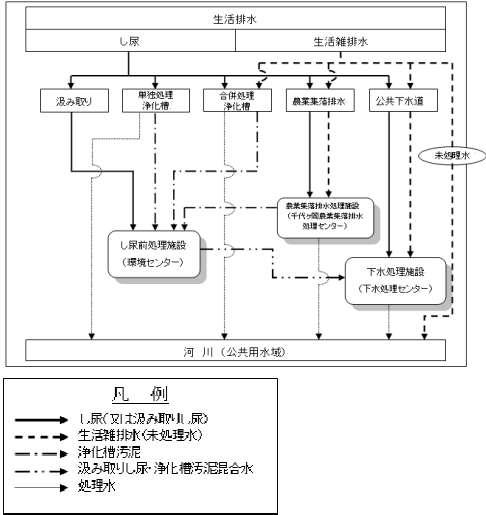
生活排水を適正に処理している人口の割合である生活排水処理率について、令和4年度は基準年度から1.2ポイントの向上となっています。

・生活排水処理率の推移 (単位:人)

項目 \ 年度	平成26年度 (基準)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (中間)	令和9年度 (最終)
計画処理区域内人口	345,917	332,610	329,822	326,057	322,527	322,000	310,000
生活排水処理人口	327,509	317,241	315,414	312,074	309,184	310,053	300,724
生活排水処理率	94.7%	95.4%	95.6%	95.7%	95.9%	96.3%	97.0%

第3 生活排水の処理主体

生活排水の処理フロー



第4 生活排水の処理主体

1 生活排水の処理計画

生活排水の処理目標については、基本方針に沿って、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業により、生活排水処理を推進するための令和9年度の目標を改めて設定します。

計画人口は、公共下水道事業計画等の人口予測値のほか、見直し後の処理形態別人口の予測値などとの整合性を考慮し推計しています。同様に、推計した各計画人口から生活排水処理率を設定しています。

・生活排水の処理目標 (単位:人)

項目 \ 年度	平成26年度	令和4年度	令和9年度
計画処理区域内人口	345,917	322,527	307,000
生活排水処理人口	327,509	309,184	296,581
生活排水処理率	94.7%	95.9%	96.6%

第5 普及及び啓発活動

生活排水の適正な処理の必要性について広く周知するために、広報誌やパンフレット、市のホームページへの掲載などを通じた家庭から排出される一部未処理生活雑排水が生活環境の悪化や河川等の水質汚濁の要因となることの周知や、公共下水道事業計画区域外の区域の単独処理浄化槽や汲み取りの世帯に対して戸別訪問などを行い、合併処理浄化槽の普及を促進するなど、啓発活動を進めていくとともに、浄化槽設置者や関係業者などに対して、適正な維持管理のため、浄化槽の保守点検や水質検査を徹底するよう指導します。

進行管理については、旭川市廃棄物減量等推進審議会における審議など、市民等の意見も取り入れながら充実を図ります。

2 し尿と浄化槽汚泥の処理計画

処理形態別計画人口に基づき、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画値を設定しています。なお、本計画の区域以外の近郊5町（鷹栖町、東川町、東神楽町、上川町、美瑛町）の汲み取りし尿や浄化槽汚泥も、本市の環境センターで受け入れているため計画の対象としています。

・市内の排出量の計画 (単位:kL)

項目 \ 年度	平成26年度	令和4年度	令和9年度
汲み取りし尿	13,287	8,738	6,285
浄化槽汚泥	6,768	6,396	6,225
合計	20,055	15,134	12,510

・5町の排出量の計画 (単位:kL)

項目 \ 年度	平成26年度	令和4年度	令和9年度
汲み取りし尿	2,053	2,441	1,943
浄化槽汚泥	5,322	8,457	8,856
合計	7,375	10,898	10,799